

Title	欧洲戦争に基く国際金融上の関係
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1925
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.19, No.1 (1925. 1) ,p.1- 43
JaLC DOI	10.14991/001.19250101-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19250101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

謹賀新年

法學研究

文房具

洋式帳簿

事務用品

伊藤文具店

芝區三田同朋町十一番地
電話高輪四千五百〇八番

第三卷 第四號

預金部改造に就て……………成瀬 義春

エールリツヒの權利能力論……………小池 隆一

概念の相對性と法律の目的に

依る其限界……………西本辰之助

民事判例管見誌(三)……………峯岸 治三

我民法に於ける各種追認の差異……………相原 文雅

定價金 壹圓

慶應義塾大學法學部内

發行所 法學研究會

三田學會雜誌 第十九卷 第一號

論 說

歐洲戰爭に基く國際金融上の關係

堀江 歸 一

國際金融上の關係は或る國が經濟的優勢を占め、國內に資金の供給豊富と爲り、金利歩合の降下するに隨ひ、經濟上の狀況の異なる國に對して、資金貸出、有價證券購入、事業經營に依る放資等の形態に於て、債權債務の存立する結果として、發生するを常とする。故に此場合に於て、國際金融の關係の濃淡如何を支配するもの

は専ら一國と他國との間に於ける金利歩合又は利潤率の差違如何であつて、是等の低き所から、其高き所に向つて、資金の移動を見るのである。而して一國が他國に向つて、資金を供給するや、其供給する資金は多くの場合に於て、物資の形態を以つて、行はれる可き道理であるから、資本輸出國は或る時期の後、放下した資本に對する利子利潤を回収する場合には、自ら物資の供給を受けて、輸入増進、輸入超過の狀勢に接せざるを得ないが、資金の輸出の行はれる間、若しくは輸出の直後に於ては、資に於ける輸出増進の事實を見るであらう。自然の赴く所に任せて置いて

上の原則は資本の輸出は一時物資の輸出を促進する効果を生ずる。而して多くの事例に就て之を見るが如く、資本輸出國は資本輸出と同時に、自國に於ける物資の輸出を盛ならしめることを欲し、資本輸入國の債務者に向つて、必ず債權國に就て若干量の物資を購入することを要求し、更に進んで債務國に供給されんとする資本其ものを債權國に留置し、以つて債務國の購入する物資の代金に振替充當せしめようとするのである。蓋し斯の如くして輸出貿易を奨励し、産業界の繁昌を謀ると共に、正貨の海外輸送に依つて、金融市場に生ずる混亂を防ぐの目的

を達しようとするものに外ならない。一國に於て金融業者と事業家殊に輸出品の製造業者并に輸出貿易業との間に於ける聯絡の密接である場合には、右の如き目的を藏する資本の輸出が行はれ、國際間に於ける金利歩合若しくは利潤率の差違を標準とし、利鞘の獲得を眼目として行はれる資本輸出以外に、別種の目的を以つてする國際金融上の狀況の發生を見るのである。

右に述べた國際金融の由來は何れの場合を以つてしても、經濟上の考量に基礎を置くものと云へる。之に對して從來行はれた國際金融上の關係は政治上の考量に基くものであつて、先進國が後進國に對して、權勢を擴張しようとか、領土掠奪の前提に充てようとか云ふが如き目的を以つて、資本の放下の行はれる場合には、利子歩合の高低、元金償還若しくは利子支拂の安否の如きは、或る程度まで之を眼中に置かざることゝ爲るのである。然しながら之を全體から云へば、政治上の目的を以つて行はれる資本の對外的供給の如きは、經濟上の目的を有するものに比較すれば、極めて小なるものであり、國際金融上の關係に於て、何等の重きを爲すに至らなかつた。今や歐洲戰爭は這般の事情に急變を惹起し、同戰爭中始めは英吉

利佛蘭西を中心として、諸國間に行はれた資金の貸借、後には合衆國を中心として、諸國間に行はれた資金の貸借に至つては、全然經濟上の考量を疎外し、純然たる政治上の考量の下に、總ての方針が決定されたのであつて、此點に於て、大なる異色を示したと云へると同時に、此異色あることが戦後に於ける國際間の貸借關係を決済し、債權回収、債務償還の行はれる基礎を決定し、斯く決定された基礎の上に、次第に債權國をして債權を回収して、之を資本として活用せしめ、債務國をして債務を償還して、多年負はされた義務を脱却せしめる上に、容易ならざる問題を生ぜしめつゝあるのである。

從來歐洲の經濟社會が混沌たる状態に居り、戦後數年を経過する今日に於て、毫も其趣きを更めざることは、世界を舉げて、總ての人の遺憾とする所である。而して其原因たる、過大なる戦費の費消、之に伴う勞力資本の消耗、獨逸賠償金の負擔に依る同國經濟の壊敗、露國經濟の混亂并に同國對外的經濟關係の斷絶、歐洲諸國間并に歐洲諸國と合衆國との間に於ける貸借關係の不定に存するのであつて、歐洲經濟更に廣く云つて、世界經濟の復興を謀るには、是等諸問題の解決を以つて、先決

條件としなければならぬのである。

千九百二十四年夏關係諸國に依つて、開催された倫敦會議の協定は獨逸賠償金問題の解決に一道の光明を與へ、所謂ドーズ案の採用に依つて、漸次獨逸の經濟を以て復興の緒に就くを得るに至らしめたものゝ如くである。幸に獨逸經濟社會が今日の混亂状態から、整理恢復の實を收めるに至つたならば、此一事が歐洲經濟社會の安定に資する所の少なからざるは勿論であるが、更に他の諸方面に於ける種々の問題は如何に解決せらる可きものであるか。是等の内、最も重要な問題として取扱はれるのは、戦時純然たる政治上の關係から、聯合諸國と合衆國との間に生ずるに至つた債權債務の關係を如何に處置し、然も其間に於て、兩者の利害に著しき損得の關係を及ぼさざるを得るかの一事であつて、此解決は難中の難問題である。然も現在の狀況を以つてすれば、債權國は債權の回収に困難を覺へる一方に、債務國は元金の償還は勿論、利子の支拂にも窮するの有様であつて、此關係を確定することが國際經濟復興の要訣を以つて目され、常に對策の攻究されて已まざる所以である。抑も諸國の間に亘る債權債務の關係は如何にして發生し、以つ

て今日に至つたものであるか。以下歴史的研究を此問題に試みたいと思ふ。材料は之を合衆國バンカース信託會社出版に係る Harvey E. Fisk-The Inter-Ally Debts に得たのである。

聯合諸國間の貸借と稱されるものは、彼の歐洲戰時聯合諸國の關係を緊密ならしめることを主眼として、起されたのであつて、現に千九百二十五年二月當時英國大藏大臣の職に居つたロイドジョージ氏が同國下院に於て、

大戦争に於ける聯合をして有效のものたらしめるには、各國は總て其有する資源を擧げて、共同の所有物たらしめ可きであつて、戦争の聯合は有限責任の原則を以つて、行はれることを許されない。若しも聯合中の一國にして他の聯合國よりも、銃砲糧食を備へる多數の訓練ある軍隊を有するとすれば、他國が當時同様の負擔を爲すを得ざる事實の如何に拘はらず、共同の敵國に對して、其全力を擧げなければならぬ如くに、資本や、信用の點に於て、比較的大なる資源を有する國も亦他の聯合諸國の爲す所の如何を問はず、聯合の目的の爲めに、其最善を致さなければならぬものである。

と述べた所は、英國が聯合に屬する諸國の財政を援助するに就て、如何に決心の鞏固なるものを持つて居つたかを明にすると云へる。即ち開戦以來英國が屬領并に聯合諸國に對して行つた貸出金は十七億二千九百萬磅に上るのであつて、其貸出先の重なるものは、

露 西 亞	五六八百萬磅
佛 蘭 西	四三四
伊 太 利	四一三
白 耳 義	八七
塞 耳 比 亞	一九
其他の聯合諸國	四八
計	一、五六八
屬 領 諸 州	一七一
合 計	一、七三九

と爲り、其大部分は開戦後二個年間に行はれたのである。是等の資金融通に依つて、英國は或は聯合國の財力を豊富にして、其戰鬥能力を旺盛ならしめたり、或は獨逸側に趨かんとする諸國を聯合國側に誘ひ來つて、以つて獨逸を孤立の地位に陥

らしめたりしたのであつて、國際金融の關係が歐洲戰爭の運命を左右するに、與つて力あつたことは、論を俟たない。英國が最後のベニーまで投じて、戰爭に従うとか、銀の彈丸を以つて、敵を壓倒するとか、屢々當時の當局者をして傲語を放たしめたのも、斯く其經濟力に依頼するを得ると信じたからである。既に斯る政治的若しくは政略的關係に依つて、國際間に於ける資金の融通が決定されたとすれば、純經濟上の見地に於て、資金融通の關係に幾多の無理が伴ひ、戦後の今日に至つて、尙ほ累を國際金融上の關係に生ずるのは、已むを得ざる所としなければならぬ。抑も英國は聯合國間に於ける如何なる關係に基ひて、斯る資金の融通を敢てしたのであるか。元來英佛露三國の間には、開戦の當初から、軍事上の協定の密接なるものが存して居つたのであるが、更に財政上に於ける三國の關係をも緊密なるものたらしめなければならぬと云ふ考の下に、千九百十五年二月三國藏相の會合が巴里に開かれ、ロイド・ジョージ、リボー、バルクの三氏其れれ、英佛露各國を代表して、協議を重ね、結局左の如き協定を成立せしめるを得たのである。

英、佛、露三國の大藏大臣は戰爭から生ずる財政上の問題を攻究する目的を以つて、巴里に會合し、戰爭の終局を有利ならしめる爲めに、其軍事上の實力と共に、財政上の資源をも協同することの必要を承認した。而して此計畫を實現する爲め、三者は各自の政府に勸告して、現に三國と協同作戰に従ひつゝある諸國若しくは今後同一の目的を以つて、戰爭に従はんとする諸國に貸付金を爲す場合に、同率の醸出に當らしめる。是等の貸付金は三國個々の資源に據ると共に、適當の機會に於て、三國の責任を以つて、發行される公債にも據るものとする。三國發行銀行の間に、如何なる關係を結ばしめるかと云ふことも、亦特別の理解の下に、處理される案件と爲り、又三國が中立諸國に就て、物資の購入を爲す場合にも、三國協同の計算を以つて、行はれることゝ爲つた。

三國は露國の輸出貿易を有利ならしめ、又同國と他の聯合國との間に於ける爲替相場の均衡を恢復するに必要な計畫を採用することに決定した。

右諸決議中、三國の責任を以つて、公債を發行すると云ふ一事は大に倫敦金融市場を衝動せしめた。蓋し三國の間には、財政上の信用程度に於て、優劣の差の著しきものがある。然らば三國の間に共同責任を以つて、公債の發行される場合に、信

用程度の最も高き英國が其低き他の兩國の爲めに、或る程度の犠牲を供へるに至ることは、免かれ難き所と考へられたからであつた。然も右協定成立の直後、英國銀行が露國政府の爲めに、大藏省證券一千萬鎊を期限一個年、價格九十五の條件の下に發行するや、應募超過の盛況を見るに至つた。亦以つて聯合諸國間に財政上の協力を實現する精神の如何に旺盛であつたかを知るに足ると共に、一方に當時英國の官民間に露國に財政上の援助を與へ、其陸軍の行動を自由ならしめるに非ざれば、以つて獨逸を牽制して、佛蘭西をして安全なる地位に立たしめるを得ないと云ふ考への盛であつたかを窺うを得るのである。斯の如く觀察すれば、歐洲戦争の初期に於て、英國を中心とする國際金融上の關係の生じたに就ては、英國に露國に信頼して、獨逸を恐怖する念が頗る強く、而して偶々英國が他の諸國に債權を設立するを得る地位に居つたことを以つて、重なる原因とするのである。而して千九百十五年二月十五日巴里協定に就て、議會の承認を得る爲め、ロイド・ジョージ氏は協定の條項を下院に報告し、縷々説明を試みた。之に據れば氏は英佛兩國を以つて、世界に於ける最富裕の國であるとし、英國の富力を以つてすれば、對外放資

から生ずる収入に依つて、優に今後五年間の戦費支辨に堪へ、佛蘭西亦兩三年間の支辨に當り、兩國共に其間他國を援助するに苦しまざるものであるとし、一方に英佛露三國に其れれく存在する困難の何ものたるやに就て考へ、露西亞に就ては、其天然資源の豊富であるに拘はらず、之を開發運用する資本に乏しく、兵員徵募の結果、生産上の用を爲す可き労働者の供給に不足を告げるに至つたことが擧げられ、佛蘭西に就ては、國の最も富裕なる地方で、然も首都を距る五十哩に過ぎない所に獨逸軍隊の侵入を受けたことが示され、又英國に就ては、食糧の三分の二を外國に就て、購入せざる可からざる一方に、製造工業の必要とする原料品は多く軍需品として徵發され、船舶亦戦時の輸送に従ひ、平時に於ける如く、運賃、其他の對外債權收入を以つて、輸入を決済する能はざるに至つた點に在るとし、斯る三國の困難を救ふには、廣大なる信用勘定を作つて、海外に於ける購入品の代價を決済する道を設けるに在りとし、遂に下院の承認を経るを得た。

然らば右の如き協定の成立した結果として、三國間に於ける財政上の關係は如何に發展したであらうか。右に先だち、千九百十四年十月佛蘭西は倫敦ロスタヤ

イールド商會を通じて、倫敦市場に期限一年の大藏省證券二百萬磅を發行したことはあるが、固より兩國間の一般的親善關係を利用したものであつて、此以上に何等の諒解を存しなかつた。然るに千九百十五年二月上記の協定成立するや、續いて同年五月英佛兩國財政當局者の間に、更に交渉の歩を進めて、一の協定を作成するに至つた。即ち近々六個月間に於て、佛蘭西が合衆國、加奈陀并に英吉利に負う債務の十五億法の多きに上ることを豫想し、之に對する資金調達法として、英國は佛蘭西をして五億法の金貨を同國に預託せしめる條件の下に、佛蘭西の爲めに、十五億法のクレデキットを許すこととした。即ち英吉利は對米爲替調節の爲めに、金貨に對する必要を痛切に感じた一方に、既に兌換制度を停止した佛蘭西は國內に多くの金貨を所有することに就て、餘り大なる必要を認めないが、對外債務を決済する道を得ることを急務であるとし、斯くて兩國の間に右の如き取引を行つて、以つて有無相通ずるの方法に出たのであつて、聯合國間の金融的調節は最も圓滑に發展した。而して右の取引を第一回とし、爾後兩國間の金融財政方面に於ける關係は左の如き交渉の下に、益々其密接なるを得た。

第二回、一九一五年十一月。佛蘭西は英蘭銀行を通じて、國防債券二千四百萬磅を倫敦市場に發行し、應募者二萬二千人の間に之を頒ち、此收入を以つて開戦以來英國に負へる債務の一部を償還した。

第三回、一九一六年一月。英蘭銀行は割引歩合年利五分七厘五毛の佛國英貨大藏省證券七千二百萬磅の引受に當り、一方に佛蘭西銀行は右金額の三分の一に相當する金貨を英國に交付した。

右の外、尙ほ佛蘭西は英國に就て、時々資金を借入れ、結局千九百十七年四月一日に於て、英國に就て借入れた資金は一億九千萬磅の多きに上つたと共に、他の國からは、右の期日に至るまで、何等の借入れを爲さなかつた。然も佛蘭西は戦前に於て、相當資力の豊富なる國であつたゞけ、單に英國に債務を負うの外に、爲す所なきが如きものではなかつた。現に英國には金貨を現送して、外債募集の條件に充てたのみならず、白耳義、希臘、モンテネグロ、露西亞、塞耳比亞の諸國には、其れど資金を貸付け、斯くて新に設定した債權は二億一千八百萬磅の多きに上り、英國に負う債務を超過するの計算を示したのである。

二

露西亞は歐洲戦争に臨んで、英佛兩國を始め其他の國に就て、債務を負うことを計畫し、而して斯く起された債務は今日まで存續し、露國の承認問題に關聯して、國際間の財政問題を紛更せしめつゝあるのである。元來露西亞は千九百十四年八月から、千九百十七年九月に至る間に於て、或は外國政府に就て、或は外國市場に就て、盛に起債を試み、其金額實に四十億弗に達した。即ち英國に二十七億六千六百萬弗、佛蘭西に七億六千二百萬弗、日本に一億五千二百萬弗、伊太利に一千萬弗、合衆國に二億七千九百萬弗の債務を負うに至つたのであつて、此外に露國中央銀行が英國に負へる九億七千三百萬弗の債務も亦對外債務の一に數へられる。歐洲戦争に際し、諸國が外國に外債を發行するや、多くは其國に就て、物資を購入し、斯くて負へる債務を決済することを重なる目的とし、隨つて起債額は債務額を限度とするの例であつた。然るにこれを露國の外債發行に就て見るに、二個の異例とす可きものがあつた。第一は起債額が戰時に購入した物資代金の決済に必要な金額を超過するのであつて、此超過額は外債の利子支拂并に爲替調節の用に供され

た。第二は諸國に對する軍需品の註文が諸國に於ける起債額に對して、必ずしも一致せざる一事であつて、現に日本并に合衆國の如きは、起債額よりも遙に大なる註文に接した一方に、英國の如きは、物資註文額を大に超過する程度に於て、露國の爲めに、クレデットを開き、恰も英國自ら露國の合衆國や日本に對する債務の決済に對して、仲介者たる職分を取るが如き、地位に立つたのである。

然らば英露兩國の間には、國際金融の點に於て如何なる取引が行はれたのであるか。露西亞が歐洲戦争に於て、聯合國の一員であつた期間、同國政府、英國政府并に英蘭銀行の三者間に行はれた金融取引の總額は、實に五億六千八百三十七萬磅の多きに上るのであつて、其内容を列記すれば、左の如くである。

一、一九一四年——一九一五年に至る露國の金貨現送。英露兩國間に財力援助に關する協定の成立したのは、千九百十五年二月であるが、其以前から兩國間に既に重要な取引の行はれたものがある。即ち其一は千九百十四年十月露國が英國に向つて、金貨八百萬磅を賣却したことであつて、英國政府は之を以つて露國政府が英國に於て購入する軍需品代金の決済に充てると共に、斯く金貨の受入れに

依つて、英蘭銀行正貨準備の鞏固と爲るを得る代償として、露國政府に一千二百萬磅の貸付金を爲すこととした。右の金貨を露國から英國に現送するに當り、英國は輸送の安全を期する爲めに、事を絶對秘密裡に處理し、非常の警戒を施したに拘はらず、尙ほ金貨を搭載した軍用汽船の敷設水雷に脅かされるの危険を免かれなかつた結果、爾後の金貨現送には鐵道便に依り、浦鹽斯德に出で、日本軍艦に搭載して、ヴァンクローヴァーに陸揚げ、オッタワに開かれた英蘭銀行勘定に移し、以つて同銀行の正貨準備に計算される便宜法が案出されることゝ爲つたのである。

英蘭銀行は發行銀行として、平生國の内外に互つて、絶大の信用を有するに拘はらず、其所有する正貨準備は銀行券發行高に對する比率に於ても、將た又絶對の數量に於ても、共に多しとするを得ない。唯諸外國に就て、何時にても回収せらる可き債權の收入を有し、之を金貨の形態に於て、回収するを得ることに望みを繋いで、以つて安んずるを得たのであるが、戰時に於ては自ら事情を異にし、平生安んずるを得た根據亦必ずしも安しとするを得ない。即ち債權の設定することを條件として、平生多額の金貨を蓄藏しつゝある佛蘭西銀行や、露西亞銀行をして其一部を

放出せしめ、兩銀行の有する所に任せたらば、空しく銀行の庫中に於て死藏す可きものを英蘭銀行の手に移し、銀行券に對する準備とし、信用ある銀行券の發行されることに依つて、之を流動せしめんとしたものに外ならない。斯の如くして英國の對外貸付は圓滑に行はれると共に、平生金貨を蓄藏することに勉めて兩銀行の處置をして意義あるものたらしめ、同時に英國亦英蘭銀行の地位を鞏固ならしめたのであつて、英國財政政策の巧智は正に此點に發揮されたと云へるのである。

二、其以後に於ける英國の對露クレヂット。第一項に掲げた如き少額なる資金であつては、戰爭の進行に伴う露國の財政難を緩和するに足らない。斯くて千九百十五年二月の巴里に於ける英佛露三國財政當局者の會商に先だち、英國は上記の一千二百萬磅の外に、二千萬磅の資金を露國に貸出すこととした。蓋し斯の如くして露國をして急速に戰鬥準備を完成するに就て、後顧の憂なからしめることを期したのである。

三、巴里協定成立後に於ける對露資金融通。巴里協定の成立と共に、英國は更に多額の資金を露國に融通することに決定し、英蘭銀行は政府保證の下に、千九百十

五年二月以來一億磅の露國大藏省證券を數次に互つて引受けた。斯く英國が露國の爲めに、資金を融通すると同時に、露國の所有する金貨準備を利用して、以つて自國の便を擧げんとする方針の續行されたことは、注目し得る所である。即ち千九百十五年九月ブローンに於て、英佛兩國の協定成立し、英蘭銀行并に佛蘭西銀行は近く紐育に於て發行される英佛聯合公債の信用を發揚する必要上、紐育に四千萬磅の金貨を現送するに當り、露西亞に請求して、同額の金貨を醸出せしめようとし、露國の代表者バルク藏相を倫敦に招致して、其旨を傳へた。然るに露西亞政府はデューマ并に公衆の感情を顧慮して、中央銀行の金貨準備に減損を來すことに困難なりとしたに對し、英國の藏相マツケンナ氏は露國が單に貸付の形式に於て、相當金額の金貨を英國に交付したならば、英國は之を條件として、露國に新なるクレヂットを開く可きことを以つて、露國を誘ひ、結局戰後に於て、露國は金貨と同額の英國々庫債券を受くること、右の交付は露國民に對して、絶對秘密に付せられることとの二條件の下に、金貨を交付するの約定を諾し、一方に英國政府は自今一年間英蘭銀行をして毎月二百五十萬磅の露國大藏省證券の割引を公定歩合より一

分高の歩合を以つて、行はしめることとし、斯くて露國をして四千萬磅の金貨を現送せしめた。其後英國の金貨を必要とする事情の急迫するに隨ひ、露國は千九百十七年二月革命勃發の直前まで、屢々金貨の現送を行ひ、日英兩國海軍當局者の協定に基き、日本の軍艦が現送の任務に當つた。斯くて英國の露國に對する貸付金の總額は五億六千八百萬磅に上るのであつて、此内の九百七十萬磅は革命後倫敦に於ける露西亞國民委員會に對して行はれた貸付金に屬する。

然らば露西亞は佛蘭西に對して、如何なる援助を求めたであらうか。露國が英國に於て求めた財政的援助と佛蘭西に於て求めた同様の援助とを比較すると、後者の場合に於ては、第一、銀行に對して、何等の關係を結ばなかつたこと、第二、金貨の現送に關する何等の要求に接しなかつたこと、二點に就て、前者に對して、大なる相違を存する。思ふに佛蘭西が金貨現送に就て、露西亞に何事をも要求しなかつたのは、佛蘭西に於て、露西亞の爲めに開かれたクレヂットは佛國に於て購入する露國軍需品の代金決済并に佛國に存する露國公債の利子支拂に充當され、他の用に供されざる事實に伴うものと認められる。戰爭の經過中、露國政府は千九百

十五年二月、同年十一月并に千九百十六年六月の三回に亘つて、佛蘭西から財政的援助を求めたのであるが、此援助を爲すに就て、佛蘭西の方に之を困難とする事情の存したことは、千九百十六年六月の會合に於て、佛蘭西の藏相リボー氏が

吾人は若しも必要とあらば、聯合國の爲めに、吾人の資源の極度とする所まで、援助を與へなければならぬ道理であるが、一方に自國の狀況の次第に不利と爲ることが認められる。即ち吾人は戰費に應ずる爲め、大なる程度まで、佛蘭西銀行に依頼することを強要され、吾人が聯合國の爲めに供へる貸付金を供給するものは、今や一の佛蘭西銀行あるのみであるが、佛蘭西銀行も銀行券を増發する以外に、其資力を増加する何等の方便を持たない

と明言したことに依つて、其一斑を窺うに足りる。然も此困難の間に於て、佛蘭西は千九百十五年二月以來露國に向つて、三十三億二千五百萬法の資金を融通したことは聯合國たり、同盟國たるの情誼、已むを得ざるに出でたものと考へられるのである。

日本は歐洲戦争の際、英佛兩國に對する資金の貸出に依つて、國際金融に多少の

關係を有するに至つたが、其關係の特に顯著なりと認められるのは、實に露國に對する金融的交渉であつた。蓋し露國は開戰の當初から、西歐諸國との交通の杜絶するに至つた結果、勢日本に就て、多額の軍需品其他の物資の供給を仰がざる可からざるに至り、日本物資の露國に於ける輸入額は頻に増進したのである。之に對する支拂は如何にして行はれたかと云ふに、始めは直接の送金に依り、英國を經由する方法に依つたのであるが、支拂を要する金額の大と爲るに隨ひ、確乎たる方法の設けられることを必要とし、結局左の如き機會に於て、種々の協定が行はれた。

一九一六年二月。露國政府と日本の銀行團との間に、後者を通じて、露國大藏省證券五千萬圓を日本の市場に發行することゝ爲つた。

一九一六年四月。日本銀行は露國七分利付大藏省證券一千六百萬圓を割引し、其代金は露國が日本政府に就て買入れた艦船の支拂に供用した。

一九一六年九月。日本の銀行團は露國政府に七千萬圓の資金を融通し、之に對して同國大藏省證券の交付を受けた。而して千九百十七年九月前掲大藏省證券の満期と爲つたものを償還する爲め、露國政府は日本銀行に就て、六分利付大

藏省證券の割引を受け、其内の七千萬圓を以つて、證券を償還し、千九百十七年十月に於ても、亦同様の處置に出でた。

右の外露西亞が軍需品を供給する諸種の日本商會に就て、借入れた金額は七千萬圓に上つたと稱される。

合衆國は直接に戦争に参加する以前に於ては、露國に對して、財政的援助を與へることに躊躇し、時に之を與へるゝとしても、其金額を制限し、又其利子を高率に置いた結果、露國の合衆國に就て、購入した軍需品の代金は専ら英國を經由して支拂はれるの常であつた。戦争参加前、合衆國に依つて行はれた露國の財政的援助は左の如くである。

第一、千九百十四年十月ナシヨナル、シチー銀行は露國大藏省の爲めに、五百萬弗のクレデキットを開き、露國は之に對して、六分の利子并に八百分の一の手數料を負擔する。

第二、千九百十五年四月露國大藏省は五分利付大藏省證券一千萬弗を價格九十八の割合を以つて、ナシヨナル、シチー銀行に交付し、翌年満期の到來と共に、一割増の證券を交付して、以前の分を借換へ、千九百十七年四月更に同一の手續に出でた。

第三、千九百十六年六月露國大藏省と合衆國銀行團との間に協定成立し、後者は前者の爲めに、五千萬弗のクレデキットを許すと共に、前者は三箇年以内に、弗貨を以つて、此クレデキットの下に、融通を受けた資金を返還し、又此資金は合衆國に對する支拂のみに利用され、同時に右のクレデキットを保證する爲め、合衆國銀行團の爲めに、露都に於て、露西亞中央銀行はルーブル貨を以つて、七千七百萬弗のクレデキットを開き、合衆國シンデキケートに依つて、利用されざるルーブル信用の金額に對して、露國政府は年利六分五厘を支拂ひ、此利子額は一ルーブルに付き三十三仙三分の一の割合を以つて、換算されることゝ爲つた。

第四、千九百十六年露國政府は同一のシンデキケートを通じて、二千五百萬弗の大藏省證券を合衆國市場に發行した。利率は五分五厘であつて、千九百二十一年十二月一日を以つて、償還期とし、所有者の希望に依り、紐育に於ては弗貨なり、露都に於ては、當日の爲替相場に依つて換算されたルーブル貨なり、孰れか一を以つて、支拂はれる規定であつた。

若し其れ合衆國が歐洲戰爭に加入して以後の財政的援助に就ては、次項に之を詳説するが其露西亞に關する部分を略説すれば、第一に三億二千五百萬弗のクレヂットが露國の爲めに開かれ、利子に就ては、千九百十七年十一月以前引出に係るものには三分五厘其以後引出の分に對しては、四分五厘とし、千九百十七年十一月十五日までに、既に一億八千八百萬弗の引出が行はれたが、ボルシェヴィストのクーデタ以來合衆國政府は露國に對して、一切の信用を停止したのである。

三

千九百十七年四月六日以前合衆國は歐洲交戰諸國に對して、單純なる軍需品商人たるの地位を占め、如何なる國にも自國の物資を賣却し、只管其多きを貪つたのであるが、同日を以つて斯る地位を脱し、爾來聯合諸國にのみ、大なる供給を寛大なる條件の下に、爲すと共に、中歐諸國に對しては、全然自國の市場を閉鎖したのである。蓋し千九百十七年に入つて、兩三月を経るや、歐洲聯合諸國の財政殊に對外交拂に關する財務が漸く危険の地位に陥り來つたことは、掩う可からざる事實であつて、諸國は合衆國なり、他の諸國なりに就て、軍需品を購入するに當り、如何にして

其代金を決済するか、其方法に就て、苦惱する所少なしとなかつた。一方に從來合衆國に於ては、聯合諸國に決済資金を供給するに就て、頗る寛大であつたが、現に其前年十一月聯邦準備金局は自國金融社會が外國政府に金融上の便宜を與へるに就て、樂觀に失せざるやに關して、警告を發した。此警告は從來不慣れの爲めに、躊躇しつゝ、對外交資に從つて居つた合衆國の資本家や、金融業者が其後次第に時の勢に驅られて、放膽と爲り、殆ど慎重の注意を施さずして、對外交資を試みて居つた際であつたから、彼等に對しては、恰も晴天に霹靂を耳にするの思ひあらしめたに相違ない。現在の狀況や、目前の事實に超然たる態度を持し、以つて金融市場に統轄的勢力を揮う可き聯邦準備金局の處置としては、誠に至當のものであつて、爾來世人をして準備金局の存在を知らしめ、又準備金局をして重からしめたこと少なしとしない。然しながら此警告が合衆國の對外交資に一頓挫を惹起したことは勿論であつて、爾來同國の資本家は警告の趣意を體し、外國に債權を設定せんとするや、其貸付先に對して、必ず擔保物を請求し、幸に英佛兩國は外國有價證券を所有して、擔保提供の求めに應ずるに苦まないようなもの、果して永く合衆國債權

者の承認する擔保證券を提供して、支障を覺へざるを得るや否やに就て、疑懼の念なきを得なかつたのである。随つて斯る際に合衆國が敢然戰爭に参加して、聯合國の一員と爲り、財政的援助に就て、極めて寛大なる態度を取ることゝ爲つたのは、國際金融に於ける局面を一變するに與つて大なる力あつたものである。

千九百十七年四月六日合衆國が戰爭参加に決定するや、同國と聯合諸國との財政的關係は急變したと云へる。即ち最近二年間聯合諸國は合衆國に就て、多額の軍需品を購入し、其代金決済は同國銀行業者の付與するクレデキットに依つて、行はれたのであつたが、今や合衆國政府自ら銀行業者に代つて、其任に當らんとするに至つた。斯くて爾後三年間合衆國は聯合諸國に對して、九十五億弗を超過する軍需品を供給し、之に對する支拂を將來不定の時期に待つことゝした一方に、從來聯合諸國に對して、盛に資金供給の任に當つたものは英國であり、佛蘭西之に續いたが、漸く其地位を合衆國に譲り、合衆國は進んで英佛兩國年來の地位を繼承することゝ爲つた。即ち千九百十七年四月から千九百二十年三月に至る間、英國が他國に貸出した金額四十一億七千六百萬弗に對して、他國から借入れた所は四十四

億九千八百萬弗に上り、佛蘭西に至つては、二十五億四千萬弗を貸付けて、四十六億七千四百萬弗を借入れた事實に徴して、其一斑を知るを得るのである。

右の如き規模の頗る大なる國際財政上の取引が合衆國に依つて、行はれる第一歩は即ち千九百十七年四月十一日に始まる、同日代議院議員で、且つ同院の財源調達委員會の委員長であるキツチン氏は五十億弗の公債を發行し、其收入中の三十億弗は大統領の許可を経て、大藏卿の裁量を以つて、諸外國政府に貸出すを得る法律案が提出され、十四日を以つて、代議院を、十七日を以つて、元老院を通過し、元老院に於て、少許の修正の加へられた爲め、二十三日の協議會を経て、二十四日法律として公布されたのである。而して千九百十七年九月に至るや、更に合衆國の敵國と戦ひつゝある諸國の政府に對する貸付金の財源として、四十億弗の公債を發行する法律が制定されて、發行總額を七十億弗に引上げ、續いて千九百十八年四月には之を八十五億弗に、千九百十八年七月には百億弗に引上げることゝ爲つた。是れ實に自由公債法の下に許容された外國政府に對する貸付金の最高額である。而して千九百十八年三月の戰捷公債法に於ては、大藏卿は戰爭終熄後十八個月間自

由公債法の下に行はれたもの、以外に、更に外國政府に貸付金を爲すを得ることゝ爲つた。

始め合衆國が右の如き援助を行うことを決定するや、最も歡喜したものは、英佛兩國であつて、兩國共に合衆國の國旗を其立法部の建物上に掲揚し、其れ、委員を任選して、合衆國に簡派し、財政的聯絡の方法を議せしめ、伊、露、日の諸國亦委員を派遣した。殊に英國の委員中にアーサー・バルフォア氏や、カンリツフ卿が居り、佛國の委員中にヅキヅキアニ氏の居つたことは、世人の注目を惹く所以と爲つた。而して合衆國に於て是等委員に迎接したものは、即ち大藏卿マツカヅ一氏であつて、結局左の如き協定の成立を見るを得たのである。

クレデキットは時々合衆國々庫に於て、債務諸國に對して與へらる可く、諸國は支拂の必要を生ずるに隨つて、右クレデキットの内より、所要の金額を引出すを得る。而して合衆國に依つて、貸出された資金の用途に就ては、大藏卿の承認を経ることが必要であつて、債務國は如何なる目的に向つて、資金を支拂つたか、其狀況を報告する義務を負うものと認められる。

第一回の貸出は千九百十七年四月二十五日即ち英國代表者が華聖頓に到着した三日後を以つて、英國に對して行はれ、金額は二億弗であつた。續いて五月三日伊太利に對して二千五百萬弗、五月五日并に七日英國に對して、各々二千五百萬弗、五月八日佛國に對して五千萬弗の貸出が行はれ、斯くて千九百十七年末に於ては、諸國に對して許されたりしクレデキットは四十二億三千六百四十萬弗に、實際の貸出高は三十六億五千六百十二萬九千弗に上つた。此内英國の十八億六千萬弗、佛蘭西の十一億三千萬弗を重なるものとし、伊太利の四億弗、露西亞の一億八千七百二十九萬弗、白耳義の七千五百四十萬弗、塞耳比亞の三百萬弗、之に次いだ。而して其後に行はれた貸出高を時期に依つて區別すれば、

一九一八年中休戰條約に先つて行はれたもの 三、六四〇、〇〇〇千弗

一九一八年十二月一日より一九一九年六月二十八日講和條約成立までに行はれたもの 一、七九八、六七五

其後に行はれた小額の貸出 三七一、五六八

と爲る。而して千九百十七年中に於ける平均一個月の貸付高は四億五千七百萬弗であつたのに對して、千九百十八年中に於ける右貸付高は三億六千四百萬弗で

あつて、約九千萬弗の減少を示すに至つた。此事たる、聯合諸國が資金の供給に就て、多きを求めざるに至つた結果ではなく、寧ろ時日の推移と共に、合衆國に於ける工場が其生産力の大半を擧げて、自國軍隊の必要とする軍需品の製造に傾倒し、聯合諸國の爲めに多くを致すを得ざることを爲つた結果であつて、又以つて如何に軍需品の供給と資金の融通との間に、動かす可からざる關係の存したかを知るに足りるであらう。

合衆國政府が斯の如く聯合諸國の爲めに、資金調達の任に當ることゝ爲つた結果として、諸國は爾來市場に就て、公債を公募するの危険を免かれ、直接に合衆國政府に融通を求めると云ふ最も確實なる方法に出るを得た一方に、從來の借入金も合衆國政府に仰ぎ得た資金に依つて、償還するに至り、大なる便利を此間に收めることゝ爲つたのであるが、然も合衆國の對歐貸付政策に對しては、如何なる議論が行はれたであらうか。千九百十七年末合衆國大藏省の發行に係るブルーチンに於ては、對歐貸付政策の根據として、

第一、貸付は軍事上の見地に於てのみならず、經濟的保護の見地に於て、亦必要である、

第二、合衆國は自國の消費に必要な程度を超へて、多くの物資を生産しつゝあるのであるから、自國の經濟的保護若しくは經濟的繁榮に徴して、聯合諸國に對して、生産物の多くを賣却しなければならぬ、

第三、今や公衆は戦争を有效ならしめる爲めに、聯合諸國間に商業上の救済の行はれる必要を認め、商業上の繁榮を維持する爲めに、適當なる程度に於て、輸出入易を伸張することを必要として居る。然らば諸國の産業的、生活并に商業的繁榮を維持する爲めに、諸國を援助することは、健全なる經濟政策であると考へられる、

第四、合衆國の貸出す資金の内、國外に散逸するものは、一小部分であつて、其大部分は原料品、食料品購入の爲めに、合衆國內に留まる、而して貸付金は寄附金に非ずして、純然たる貸借關係に基き、利子が拂込まれ、元金亦償還される。一方に聯合諸國は、今日こそ現金に缺乏するが、完全なる信用の下に、確實なる支拂能力を有する國である、

第五、聯合諸國の合衆國に於て行う物資の購入は戰時産業管理局 (War Industries Board) の勸告并に援助に依るのであるから、諸國の合衆國に於ける經費支辨は自ら合衆國政府監視の下に居る、

等の諸點が擧示され、結論として、

吾人の聯合諸國に對して爲された貸付金は然らずんば合衆國をして人員并に戰費の多く費して爲さしめる戦争を合衆國に代つて諸國をして之に當らしめる。斯くて合衆國は巨富の一部分を貸付けることに依つて、聯合諸國に對する義務を果すのみならず、早く戦争を終熄して、爲めに合衆國民の蒙る勞役、危険并に損害を輕減し、自國民に對して、大なる用を爲しつゝ、あるものであると述べた。

然らば前項に掲げた聯合諸國の合衆國に於ける物資の購入が戰時産業管理局の監視の下に行はれると云ふのは、如何なる意味に出るものであるか。蓋し千九百十七年四、五の兩月、英佛兩國政府の代表者が合衆國に渡來するや、貿易并に物資購入の問題に關して、重要なる協定が行はれ、大體合衆國は聯合諸國に通商上の優

先的取扱を與へることを眼目とし、其要項として、(一)獨逸潛航艇の戰術に當る爲め、總ての船舶を擧げて、海上輸送の用に供すること、(二)最も需要の切迫した物資の輸送に優先的取扱を與へる協定を設けること、(三)亞米利加并に加奈陀産出の小麥を聯合小麥行政委員會に賣却すること、(四)軍需品の監督并に購入も聯合購買委員會を經由して、行はれること、の諸點を決定した。

然らば合衆國が聯合諸國に對する貸出を爲すに當り、其責任者たる大藏卿は何を標準として、之を決定するか、千九百十七年十二月議會に提出された大藏卿の報告書は此點を説明し、聯合諸國に貸付金を爲すに當り、大藏卿は戦争遂行の爲めに、諸國が物資の購入を必要とする實際の程度を參酌し、一方に諸國政府と斯る財政上の關係を結ぶに當り、其與へられたクレデットから最大の効果を收めることに就て、最善の努力を爲したことが掲げられて居り、更に次年度の報告書に於ては、聯合諸國政府の戦争遂行に就て、物資を必要とする程度の強弱并に其狀況、合衆國から借入金を得て、購入資金に充てるの必要に關し、詳細なる報告が聯合戰時購買并に金融事務局 (Inter-Ally Council on War Purchase and Finance) に致されたことが掲げら

れて居る。

戰時聯合諸國の政府に依つて、合衆國に於て幾何の物資購入や、其他の經費支出が行はれたかを知つたならば、戰時産業管理局の任務の如何に重大であつたかは、之を理解するに苦しまない。右の金額は實に百十八億六千七百九十四萬三千弗に上る。而して千九百二十年十一月一日までに、合衆國に依つて、聯合諸國に向つて行はれた貸付金は九十四億六千六百二十一萬三千弗であつて、經費支出が貸付金に對して、超過すること、二十四億百六十六萬一千弗に及んで居る。此差は聯合諸國が合衆國に於て、借入金以外に財源を調達し、之に依つて、決濟の道を付けたものと思はれる。

然らば右に述べた貸付金に對する利子に就ては、如何なる協定が行はれたのであるか。千九百十七年合衆國大藏卿年次報告の掲げる所に據れば、始め自由公債法の規定に據つて、購入された諸外國政府の債務證書は關係政府代表者の署名に係る短期又は要求拂のものであつて、近き將來に於て、額面價格に利子を加へた金額を以つて、關係諸國政府の發行する金貨拂證書に借換へられる條件を有して居

り、利子歩合は當初三分であつて、後に三分二厘五毛に引上げられた。蓋し此利率は合衆國政府が千九百十七年四月の法律に據り、後日發行される第一回自由公債の收入を以つて償還する計畫の下に、發行した短期公債の利子歩合と均衡を保たしめたものであつて、後に前者の三分五厘に引上げられたのも、亦同一の事情に基づくのである。斯くて千九百十七年九月の法律に依つて、購入された債務證書の利率は四分二厘五毛に引上げられたが、其後大藏卿自ら之を決定する自由を持つようになつてからも、利率は多く右の歩合に置かれた。然らば外國政府の利拂に關する狀況は如何であつたか。千九百十九年の大藏卿年次報告は此點に就て、

總ての利拂は現金を以つて行はれ、例外として後日の商議に譲られた少數の場合あるのみであつた。而して斯る利子が關係外國政府の他の資源から拂はれなかつた場合には、合衆國に於て爲される公債の收入から支拂はれた。戰爭の終熄并に財政の急速なる窮乏は自由公債法の下に豫定された如く、合衆國の有する要求拂外國債の元利金を例へば二三年を期限とする長期公債に借換へる必要に接せしめた。外國爲替の混亂、今日の如き場合に於ては、利子の現金支拂

を要求するのは、合衆國自身の利益でなく、却つて現状を紛更するに止まるであらう

と述べ、合衆國の方に利子支拂延納の意の存することを暗示した。蓋し千九百十九年五月中旬に至るまで、自由公債法の下に行はれた貸出金に對する利子として、合衆國の領收した總額は四億二千九百六十五萬八千弗に及んだが、爾來千九百二十二年十一月中旬に至るまで、利子の支拂は千九百十九年秋に大藏卿グラス氏の爲した施設の下に、延納されることゝ爲つた。即ち當時合衆國大藏省は同國から資金を借入れた諸國の大藏省に向ひ、合衆國の有する諸國の要求拂債務證書を長期の證書に借換へ、且つ千九百十九年以後二三年間の改造時代を通じて、利子の徴收を猶豫する意嚮ある旨を計畫し、一方にグラス大藏卿は同年十二月代議院の財源調達委員長フォードネー氏に宛て、戦時行はれた外國爲替相場に對する人爲的干涉の解除に伴う結果として、今や諸國政府をして合衆國に負う利拂を弗貨にて行うことを不可能ならしめるに至つたことを通知し、其結論として、余の勸告者は要求拂債務證書を長期證書に借換へるに當り、改造時代に義務を生ずる利子の支

拂を後年に延長して、之を長期證書の元金中に含ましめることを至當とし、自由公債法の規定に據つて、大藏卿に這般の處置に出づる權能の存することを信ずる旨を述べ、委員會亦此意見に賛成した。斯くて千九百二十年の財政報告に於ては、ハウストン大藏卿は右の計畫に従ひつゝあることを報告した。然しながら實際には借換計畫は容易に緒に就かず、千九百二十三年末に於ては、一の英吉利がグラス大藏卿の定めた三年のモラトリウムを經過した際に、速に利子の支拂を開始したり、玖瑪が千九百二十三年秋公債元金を完済するまで、現金支拂を行ひ、希臘が千九百二十一年十一月中旬まで、現金支拂を爲したものを除き、自由公債法の條項に依つて、行はれた貸付金に對して、利子の支拂はれるものを見なかつたのである。今、千九百二十三年十一月十五日に於て、自由公債法の下に行はれた貸付金の利子勘定を表示すれば、左の如くである。(單位一千弗)

	利子總額	支拂未済額
白 耳 義	八八、三四一	一〇、九〇七
玖 瑪	二、二八七	二、二八七
チエツコ、スローヴァキア	一三、五三九	三〇四
		一三、二三五

佛 國	四	七七九、六三二	一二九、五七一	六五〇、〇五一
英 吉 利		八八三、〇七八	八八三、〇七八	—
希 臘		二、六五九	一、一五九	一、五〇〇
伊 太 利		四二四、六八一	五七、五九九	三六七、〇八二
リベリア	六		一	五
羅 馬 尼		五、三四九	二六三	五、〇八六
露 西 亞		五六、〇八六	七、五二六	四八、五六〇
ユーゴ、スラヅキヤ		六、五五四	六三六	五、九一八
合 計		二、二六二、二〇二	一、〇九三、三三一	一、一六八、八七一

以上専ら合衆國に於て、歐洲戦争に参加してから、休戦當時に至るまでの貸借關係に就て記述した。蓋し自由公債法の規定に於ては、合衆國の敵國と戦争に従ひつゝある外國政府にのみ、資金を貸出することが大藏卿の権限に屬し、且つ斯る外國政府から公債を購入する権限は合衆國と獨逸帝國との間に戦争の終熄すると共に、停止されることが認められて居る以上は、休戦の成立と共に、合衆國が諸外國に對する貸出を制限し、閉戦期と同時に之を廢止するのは理の當然と考へられるが、政府の爲す所は必ずしも斯の如く爲るを得なかつた。即ち休戦は千九百十八年

十一月十一日を以つて、行はれたが、同月十五日に於て、尙ほ合衆國が自由公債法の規定に依つて、佛國政府に與へるを得るクレデキットの残高は十八億二千八百萬弗の多きに居り、之に對して時の大藏卿マツカヅー氏は、聯合諸國の或るものが正當の活動に就くに至るまで、合衆國は平和克復の後に於ても、尙ほ信用を以つて、食糧、原料品、製造品等を諸國の需要するに隨つて、賣却することを辭さない。故に余は或る期間或る程度を限つて、戦争から生ずる必要に應ずる爲めに、外國政府にクレデキットを與へる権限を擴張する立法の制定を勸告するものであると云ひ、更に千九百十九年の財政報告に於て、大藏卿グラス氏は最近の報告發表以來、諸多の國に對して、クレデキットの與へられ、其金額は九十六億四千七百四十一萬九千弗に上つたことを説明したが、二十一億七千萬弗は實に休戦以後に融通されたものであると稱される。固より斯る休戦後の貸出に對しては、其自由公債法に「現に合衆國の敵國と戦争に従ひつゝある外國に限つて、貸付の行はれること」とある條項に牴觸するの故を以つて、非難を生じ、又自由公債法の下に調達された資金を救済の目的の下に、敵國に物資を供給する用に充てることに就て、攻撃を加へ、政府の爲

す所を以つて、越權の甚だしきものとするに至つた。如何にも表面の事實は斯の如くである。然しながら休戰の直後、大藏卿マツカヅ一氏并に其後繼者グラス氏は共に貸付取付の範圍を擴張する權限を議會に求めたのである。之に對して議會は單に戰時に供給の過剰と爲つた物資に對する支拂として、外國の債務證書を受領することに就ての權限に與へるに止まつた。然も政府は目的を以つて、手段を正當とするの見解を持ち、平和後に於て合衆國の優勢を維持し、又食糧不足の爲に、戰敗國が革命無政府の状態に沈淪することを防ぐには、必要に應じて、貸付を續行せざる可からざるの意見を持して、議會の考うる所の外に出でたのである。現に休戰直後に於ては、肉類穀物の如き、政府の所有に係る乗合自動車、自働貨物車の如き、何れも供給過剰であつて、之を内國市場に投賣りするに任せたらば、市價暴落の爲めに、如何なる混亂を醸すや、測り知る可からざるの趣きであつた。然らば外國に資金を供給して、斯る物資に對する需要を促すのは、合衆國としては、一種の自衛策を以つて目す可きものであつた。即ち千九百十八年七月上旬の法律に依り、過剰の戰時材料を購入した國の債務證書を其代金として受領すること許與する法律の制定された所以である。

然らば之を全體から云つて、合衆國の對歐貸付政策は是認せらる可きものであつたかと考へれば、吾人は其然ることを斷言せざるを得ない。現に大藏卿グラス氏は千九百十九年の財政報告に於て、事實を概括して、結論を下したが、合衆國の立脚地を説明して、遺憾なきものと認められるから、左に之を抄録する。

諸外國政府に對する資金の貸出に依つて、大なる目的が到達され、大なる結果の成就されたことに就ては、如何なる言を以つてするも、之を誇張した譏りを蒙らないであらう。戰爭の重大なる危機に臨んで、此貸付は敵の戰鬥力に對抗し、又其領土に戰鬥を進めるに必要な武器糧食を得るに就て、與國に絶大なる援助を與へたと共に、合衆國の廣大なる信用の源泉が共同目的の遂行の爲めに、各國の利用し得る所と爲ると云ふ事實の承認は、聯合國の軍隊并に國民に深き感銘を爲したことが認められる。然らば此事實が同時に敵國の軍隊并に國民の精神に打撃を及ぼしたことの、大なるのも亦想像されるであらう。

戰爭參加の當初、未だ大陸軍の創設されざる時代に於ては、合衆國の援助は外國

債の應募引受を手段とするものであつて、之に依る貸付が終局の戦捷に寄與する所の大きなりしは論を俟たない。現に千九百十七年に於ける對露貸付は同國して續いて戰爭に従はしめると共に、東部の國境に於て、獨逸軍隊の侵入を阻止せしめること、六個月に及んだし、又伊太利の國境や、佛白兩國の戰場に於ても、合衆國の貸付金が聯合諸國に軍需品充實の方便を與へ、戦闘力を旺盛ならしめると共に、背後に居る一般國民に希望と信頼とを與へたのである。即ち是等の貸付金は合衆國の軍隊が其用を爲すに至る時の來るまで、歐洲戰場を支持するを得たのであつて、若しも此援助の聯合諸國に與へられるものがなかつたならば、戰爭は假に敗北しなかつたとしても、餘程の長時日を要し、人命に於て、富に於て、費す所の大であることは、疑を容れざる所である。

今、千九百二十三年十一月十五日に於ける合衆國の諸外國に對する貸付金の狀況を表示すれば、左の如くである。(單位一千弗)

アルメニア	自由公債法に據り		過剩軍需品賣却勘定に據り		救濟的貸付に據り		麥粉賣却勘定に據り		合計		債務總額
	元	金	元	金	元	金	元	金	元	金	
アルメニア	—	—	—	—	八、〇六	一、〇五	三、三三	六、八	二、二〇	二、二〇	一、四二

塊地利	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
白耳義	三、七〇	二、七〇	三、八〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
チエツコス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ロヴアキア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
エストニア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
芬蘭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佛蘭西	二、三三	六、〇〇	一、〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
英吉利	四、〇〇	一、五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
希臘	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
匈牙利	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
伊太利	一、〇七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ラトヴィア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
リベリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
リツニア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ニコラグラ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
葡國	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
羅馬尼	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
露西亞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ルイゴス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ラヂキア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	九、八四	一、二六	一、〇八	—	—	—	—	—	—	—	—	—

千九百十七年以後英佛兩國が一方に合衆國に債務を負うて、他の一方に弱小諸國に債權を収めた事情、獨逸賠償金の支拂開始に依つて、國際金融上に生じた變動等に就ては、他日後編輯執筆の際に譲る。